

## アクションプラン全体計画（平成28～32年度）

推進項目	33 社会保障費の抑制				重要度	B		
番号・取組事業名	33002	後発医薬品の使用促進		作成日	H30.4.1	更新日	H31.3.31	
担当部署	062300	保健福祉部 生活支援課		責任者	矢部 裕美子	担当者	松林 学	
取組年度	H28	～	H32					
効果	歳出削減							
最終目標	後発医薬品の利用促進を図り、毎年度後発医薬品使用割合75パーセントを達成・維持してゆく。							
年度	区分	取組内容・目標						
平成28年度	計画どおり	生活保護受給者に対し、服薬指導を含む健康管理の一環として、後発医薬品の使用について説明・指導を行った。後発医薬品使用割合75パーセントを達成した。						
平成29年度	計画どおり	生活保護法指定医療機関及び生活保護受給者世帯に対し、後発医薬品の使用を促すリーフレットの送付や、調剤薬局からの情報に基づいた生活保護受給者に対する服薬指導を行った。						
平成30年度	計画どおり	生活保護受給者に対し、服薬指導を含む健康管理の一環として、後発医薬品の使用について説明・指導を行う。後発医薬品使用割合75パーセント達成・維持を目指す。						
平成31年度	実施	生活保護受給者に対し、服薬指導を含む健康管理の一環として、後発医薬品の使用について説明・指導を行う。後発医薬品使用割合75パーセント達成・維持を目指す。						
平成32年度	完了	生活保護受給者に対し、服薬指導を含む健康管理の一環として、後発医薬品の使用について説明・指導を行う。後発医薬品使用割合75パーセント達成・維持を目指す。						
成果指標	指標名	後発医薬品割合					単位	%
	年度	平成27年度 当初予算(基準)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	最終値
	当初計画値		75	75	75	75	75	75
	変更計画値	75						0
効果額	歳入増加	実績値	78	75	84			0
		当初計画額						0
		変更計画額						0
	歳出削減	実績額						0
		当初計画額						0
		変更計画額						0
	計	実績額						0
		当初計画額	0	0	0	0	0	0
		変更計画額	0	0	0	0	0	0
見込まれる その他効果 (金額以外)							0	

H30

## アクションプラン(平成30年度)

推進項目	33 社会保障費の抑制				重要度	B				
番号・取組事業名	33002	後発医薬品の使用促進	作成日	H30.4.1	更新日	H31.3.31				
担当部署	062300	保健福祉部 生活支援課	責任者	矢部 裕美子	担当者	松林 学				
	区分	取組内容・目標								
平成30年度	計画どおり	生活保護受給者に対し、服薬指導を含む健康管理の一環として、後発医薬品の使用について説明・指導を行う。後発医薬品使用割合75パーセント達成・維持を目指す。								
取組項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月					
1	生活保護受給者に対し、後発医薬品の使用について説明・指導を行う。	○	○	○	○					
2	生活保護法指定医療機関に対し、後発医薬品の使用についての啓発活動を行う。			○	○					
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
進捗										
上半期	進捗状況	計画どおり	コメント	<p>・4月期の保護決定通知の送付にあわせて、後発医薬品の使用に関する文書を送付。生活保護受給者に対して後発医薬品についての説明と指導を行った。</p> <p>・10月1日に生活保護法の改正により、後発医薬品の使用原則化が決定したことを受けて、薬局、医療機関、生活保護受給者に文書を送付する予定。引き続き関係機関と連携した、後発医薬品の使用促進に努める。</p>						
進捗・実績										
年度末	成果指標名	後発医薬品割合		計画値	単位	%	実績値	単位	%	
					75			84		
	達成状況【成果】	達成	コメント	生活保護法指定医療機関及び生活保護受給者世帯に対し、後発医薬品の使用を促すリーフレットの送付や、調剤薬局からの情報に基づいた生活保護受給者に対する服薬指導の成果が実績値となって現れた。						
	進捗状況【活動】	計画どおり		平成30年10月に生活保護法の改正により後発医薬品の使用を原則化が決定したこともあり、今後は、生活保護受給者及び指定医療機関等に対する十分な周知を行い、後発医薬品の更なる使用促進に努める。						
計画変更(次年度以後)	取組内容	無	コメント	平成30年10月に生活保護法の改正により後発医薬品の使用原則化が決定したことに伴い、後発医薬品の使用率について、国が80パーセントに目標値を変更したため、それに準じるもの。						
	計画値	有								
評価	評価者	宮島 浩二	※重要度A事業は副市長、重要度B事業は部局長を評価者とする							
	総合評価(A・B・C)	B	コメント 指示事項	生活保護法の改正により生活保護法指定医療機関や生活保護受給者世帯に対し後発医薬品使用原則化を周知徹底したことや調剤薬局からの情報に基づいた生活保護受給者に対する服薬指導の成果が現れている。今後も継続して生活保護受給者及び指定医療機関等に対する十分な周知を行い、後発医薬品の更なる使用促進に努める。						
	方向性	継続実施								